

業務委託契約書（案）

収入
印紙

1 業務名 ごみ処理残灰運搬業務

2 業務場所 西部クリーンセンター（つがる市稻垣町繁田白旗 地内）

3 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託料 1t当たり￥_____（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥_____）

5 契約保証金 ￥_____

6 その他

上記の業務（以下「委託業務」という。）について、発注者 つがる西北五広域連合と受注者は、別紙の条項によって委託契約を締結した。

この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 五所川原市字布屋町41番地1
つがる西北五広域連合
広域連合長 佐々木 孝昌 印

受注者 住 所

氏 名 印

(総則)

第1条 受注者は、別紙「仕様書」に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限中、頭書の委託業務を行わなければならない。

2 発注者は、適法な請求を受けたときには、その日から起算して30日以内に請負代金の支払いをしなければならない。

(業務内容の変更等)

第2条 発注者は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は業務期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定める。

(期限の延長)

第3条 受注者は、その責めに帰さない理由により委託期間内に業務を完了することができないことが明らかになった時は、発注者に対して延滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、第三者に対し、業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。但し、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(秘密の保持)

第5条 受注者は、業務委託の内容について知り得た秘密を第三者の漏らしてはならない。
(損害賠償責任等)

第6条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 受注者が業務の実施に関し、委託者又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 次条の定めるところにより、この契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第7条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) この契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の解除を申し出たとき。
- (3) 地方自治方施行令第167条の4第1項及び同条第2項の規定に該当するとき。

(協議事項)

第8条 この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ、処理するものとする。